

令和 5 年 3 月 10 日

第 3 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第3回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 多目的スペース

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
-----	--	-------

会長職務代理者	1 番	石松 雄平
---------	-----	-------

委 員	2 番	梅木 美代
-----	-----	-------

	3 番	穴井 英雄
--	-----	-------

	4 番	飯沼 由彦
--	-----	-------

	5 番	宮崎 博美
--	-----	-------

	6 番	佐藤 仲子
--	-----	-------

	7 番	穴井 千年
--	-----	-------

農地利用最適化推進委員	上田地区	河津 有隆、松本 和昭
-------------	------	-------------

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号15 による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長）	橋本 弘二
-----------	-------

事務局職員（主査）	波多野 裕
-----------	-------

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和5年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番飯沼由彦委員、7番穴井千年委員にお願いいたします。

 なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年3月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

 議案番号1、農地の所在は、大字上田字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、1,420㎡です。権利の種別は3条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料の1から6ページが許可申請の写しです。2ページ上段に自作農地の田が13,270㎡、畑が2,119㎡、合計15,389㎡です。3ページ作付け予定の作物と面積は、水稻14,690㎡、野菜2,119㎡、合計16,809㎡です。その下の欄に農機具等

の保有状況が記載されています。4 ページ権利取得後の農地面積は 16,809 ㎡です。7 ページ位置図、8 ページ航空写真、9 ページ現地立会時の写真、10 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

3 番 この案件については、3月7日に私と松岡会長、河津推進委員、松本推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、数年作付けはしていないようですが、草切がされ管理されている農地でした。これからは、買い手の方が営農をするとのこと です。その買い手は、認定農業者となっており問題なく営農はされていくと考えております。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 今まで、この農地の管理は何方がされていたのですか。

事 務 局 その件については、地元の農地利用最適化推進員の松本推進委員から回答をお願いします。

松本推進委員 私が管理しておりました。経緯としましては、私は売り手の方の農地を借りていまして、その売り手との繋がりがあり、集落の真ん中にある農地なので荒れていると目立つため私が管理をしていました。

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

議長 日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 15「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります。農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 5 年 3 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 1,038 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 2 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 6,215 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号 3 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から 1,800 m²、2,132 m²、面積合計 3,932 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

次に 4 ページの番号 4 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から 2,059 m²、1,078 m²、面積合計 3,137 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号 5 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 826 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号 6 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から 3,035 m²、1,477 m²、1,319 m²、1,070 m²、面積合計 6,901 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

次に5ページの番号7です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から2,450㎡、818㎡、面積合計3,268㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は5年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号8です。農地の所在は、大字北里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は704㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物、期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号9です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から1,285㎡、776㎡、3,041㎡、面積合計5,102㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

次に6ページの番号10です。農地の所在は、大字西里字〇〇、字〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿畑2筆と田1筆、現況も畑2筆と田1筆、面積は、上から419㎡、1,957㎡、198㎡、面積合計2,574㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、野菜、期間は10年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号11です。農地の所在は、大字下城字〇〇の1筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は1,438㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は5年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号12です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から2,649㎡、1,017㎡、面積合計3,666㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は3年の賃貸借。以下記載の通りです。

次に7ページの番号13です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から787㎡、2,781㎡、面積合計3,568㎡。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号14です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は1,826㎡。利用権設定をす

る人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 15 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 2,679 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻、期間は 5 年の使用貸借。以下記載の通りです。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 番号 10 の利用権設定は、〇〇ですか。

事 務 局 〇〇関係です。農業者年金の経営移譲の関係で利用権設定を行います。

1 番 経営移譲の利用設定をする場合はこのやり方ですか。

事 務 局 経営移譲の利用設定のやり方は、今回のような基盤強化法を利用した方法と農地法第 3 条で使用貸借を設定するやり方があります。

1 番 農業者年金の経営移譲に限らず利用権設定をする場合基盤許可法と農地法どちらの方法がいいのでしょうか。

事 務 局 基盤許可法の利用権設定は、所有者にメリットがあるので、基本的には、基盤強化法の利用権設定を案内しています。ただし、基盤強化法の利用権設定の要件を満たさない方は農地法第 3 条の利用権設定をすることになります。

7 番 3 ページの番号 2 の農地は、約 6 反の面積があるのに農用外になっているのはなぜですか。

事 務 局 農振農用地外になっている理由としては、おそらく周辺に住宅地があり、農地の広がり小規模であるからと考えられます。

7 番 場所は、どのあたりですか。

事務局 ○○住宅の向かい側の農地です。旧道と住宅に挟まれています。

7 番 何枚かの田があるのですか。

事務局 6枚の田が1筆になっているようです。

6 番 なぜ農振農用地にならないのですか。

事務局 農地の広がり小規模であったりや住宅地周辺等は、農振農用地でない場合があります。

7 番 農振農用地は、外した方がいいのですか。

事務局 その農地で農業振興の計画が無く、農地の広がり小規模であったり、立地が悪条件であったりする農地は、農振農用地から外すことを検討することになりますが、ただし農振農用地から外すことのできない農地もあります。

7 番 確かに住宅地周辺の農地は、朝早くからトラクターの音は出せないですね。わかりました。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号番号1から番号15の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号15の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第3回総会を閉会致します。

令和5年第3回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

4 番

7 番